

# All Japan Educational Model United Nations

---



**United Nations**  
General Assembly  
1<sup>st</sup> Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.1

**Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)**

2025年8月5日

---

Sponsor: Australia, Canada, Cambodia, DPRK, Finland, Germany, India, Iran, Israel, Jordan, Mali, Mexico, Oman, Pakistan, Qatar, Russian Federation, Portugal, Serbia, Somalia, South Sudan, Switzerland, Syria, Tajikistan, Thailand, Turkey, UAE, UK, Ukraine, USA, Venezuela, Vietnam,

第 80 回国連総会第一委員会は、

特定通常兵器使用禁止条約（CCW 条約）を想起し、

国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の「AI 倫理に関する勧告」を想起し、

経済協力開発機構（OECD）の「AI 原則」を想起し、

電気電子工学協会（IEEE）を想起し、

国際電気標準会議（IEC）を想起し、

国際電気通信連合（ITU）を想起し、

国際標準化機構（ISO）を想起し、

生成 AI による雇用の喪失を認識し、

各国による AI によって仕事を奪われないための教育を行うことの重要性を認識し、

各国における AI と雇用に関する分析の重要性を認識し、

AI のアルゴリズムを理解することがバイアスや差別を減らすことにつながることを認識し、

各国が AI によるプライバシー問題についての法整備を進めることの重要性を認識し、

現状の AI 自体の不透明性を認識し、

AI を生産する企業による AI についての情報開示の重要性を認識し、

軍事用 AI による非人道的な民間人への攻撃を深い憂慮を抱いて言及し、

軍事用 AI の使用が国際人道法の下に行われるべきであることを認識し、

軍事用 AI の責任の所在が不明確であることを認識し、

軍事用 AI の誤作動による被害を憂慮し、

現状 AI を専門に議論を行う国際機関がないことを憂慮し、

AI の問題に関する議論は包括的に行われるべきであることを認識し

AI の運用において「意味ある人間の関与」が重要であることを認識し、

AI の適当な使用についての議論を続ける必要性を認識し、

人工知能、特に LAWS に関する共通の用語の欠如が、責任追及、透明性、民間人保護に課題をもたらすことを認識し、

AI による誤作動は製造者が意図したとおりに使用されていないことを認識し、

国連憲章を想起し、

ジュネーヴ条約を想起し、

特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)締約国会議でこれまで行われてきた議論に好意を示し、

GGE(政府専門家会合)の CCW 締約国会議における貢献に好意を示し、

国際的に人工知能を発展させるには活発な情報伝達が有意義であることを認識し、

各国の主権と文化的価値観を尊重することの大切さを認識し、

情報へのアクセスが公平に行われることの必要性を認識し、

問題解決は当事者同士が話し合うことが有効であることを認識し、

LAWS を含む新たな兵器の使用は各国が国際法に従う必要があることを認識し、

LAWS を今後も様々な視点から議論することの必要性を認識し、

1. 各国に対して国民に AI によって仕事を奪われないための十分な教育を教育機関にて行うことを依頼する;
2. 各国に対して、AI による雇用喪失を認識するために分析を行うことを促す;
3. 各国に対して生成 AI のアルゴリズムを監査、分析することを促す;
4. 各国に対して、AI における国内での対応に関する以下の要素を満たすガイドラインを作成することを促す:
  - a. プライバシー保護,
  - b. 生成 AI モデルの開発,
  - c. 生成 AI モデルのトレーニング,
  - d. 高リスク AI に対する安全基準 ;
5. 各国に対して、AI 生産企業にその企業が生産する AI における以下の情報を開示することを求めることを促す:
  - a. その AI の使用用途,

- b. その AI の誤作動発生リスクの有無;
6. 各国に対して、以下のすべての条件を満たす軍事用 AI の製造、輸出、輸入、使用を禁止することを促す:
  - a. AI の作動のプロセスにおいて人間が一切関与しないもの,
  - b. 民間人及び歴史的価値がある建造物及び、民用物への攻撃目的として製造されたもの;
7. 国連事務総長に対して、総会の下に以下のような AI に関する議論を包括的に行う国際 AI 機関という新機関を設立することを促す:
  - a. AI システムのモニタリング,
  - b. 大規模言語モデルのテスト,
  - c. 生成 AI バイアスに関するバランステスト,
  - d. AI が起こった際の共同責任を原則とした責任の所在のコンセンサスによる決定,
  - e. AI の誤作動に関する調査、および制裁,
  - f. AI 規制、使用に関する国際的ガイドラインの作成,
  - g. IEEE、IEC、ITU、ISO など、標準化機関が確立した AI 及び関連分野に関する用語の統一を図り、確立された用語の適切な使用を推進すること,
  - h. LAWS による民間人被害の救済および賠償についての協議;
8. 新機関に対して、以下の部門を作成することを奨励する:
  - a. AI に関する被害を支援するための AI 被害救済基金,
  - b. 各国の LAWS の保有状況についての報告書の受け取りを行う AI リスク評価部門,
  - c. AI 誤作動の調査、責任比率の決定を行う AI 倫理責任審査部門,
  - d. AI の発展を試みているにもかかわらず、十分な能力がない国と申告してきた国へのガイドライン作成、及び安全な軍事技術の教育を行う規範形成能力構築部門;
9. 様々なステークホルダーに対して生成 AI 及び、軍事用 AI において、意図しない暴走や事故を防止するために以下の条件に基づいた試験の実施を製造前に行うことを促す:
  - a. フェイルセーフを含む事故を未然に防ぐ仕組みの構築,
  - b. 緊急時に対応できる機能を備えた異常検知アルゴリズムの導入,
  - c. 安全保障を目的とした実装前の試験の実行;
10. AI が自律的に行う意思決定の内部的な判断理由について、外部からの分析が行える技術の確立を目指す取り組みを奨励する;
11. UNESCO に対し、すべての個人による AI の倫理的、包括的かつ責任ある利用を促進することを目的として民衆向けの多言語による教育ガイドラインを作成することを推奨する:
  - a. 「AI and education guidance for policy makers」をもとにする、
  - b. 当該ガイドラインが各国の教育制度、言語的多様性、および文化的背景を考慮し、学習者にとって、アクセス可能かつ理解可能な形での提供、
  - c. AI を使用、開発することは責任を伴うこと、そして責任の取り方について供述する、

12. 各国に対し、可能な範囲で人工知能の開発に関する情報の共有を発展途上国含むすべての国に平等に行うことを要請し;
13. 各国に対し、生成 AI の開発・規制に関する措置は各国の法制度や状況に則して行うことを要請し;
14. 各国に対して、自国の生成 AI 関連の被害に関する報告書を半年に 1 度新機関に提出するよう要請する;
15. 各国に対して、国単位で生成 AI や軍事用 AI が下す判断への人間の関与を共有することを要請する;
16. 各国に対し、作動されたのち人間の介入なしに直接的かつ致命的な攻撃を遂行するために設計された完全自立型の兵器が LAWS であり、
17. 主文 16 の定義は今会議においてのみ適応され、今後も引き続き議論されつづけられるべきであることを強調する。